

(手続きのご案内)

このたびは大切なご家族のご逝去を悼み、心よりお悔やみ申し上げます。

ご家族の方には、まだまだお悲しみのなかと存じますが、落ち着かれましてから

以下をご確認いただき、該当する手続きをされますようご案内いたします。

- ・ 窓口に来られる人は、本人確認書類をお持ちください。
1点でよいもの（マイナンバーカード、運転免許証、身体障害者手帳などの顔写真付きのもの）
2点必要なもの（顔写真付きのものが無いときは健康保険証と介護保険の被保険者証や年金手帳など）
- ・ 代理人が届出をするときは、委任状や続柄のわかる戸籍が必要なことがあります。
- ・ ご不明な点などありましたら、事前にお電話いただくと助かります。

● 税務町民課

☎ 0966-43-4111

☑	手 続 きの 内 容		必 要 な も の
☐	世帯主の変更	世帯主が死亡され、世帯に2人以上いるときは新しい世帯主を決めて届出をしてください。世帯員に国保の加入者がいるときは、国保の保険証もお持ちください。	・ 届出人の身分証明書 (・ 国保の保険証)
☐	マイナンバーカード	相続等の手続きで使用することもあるため返却は不要です。ご家族の方での廃棄をお願いします。	/
☐	国民健康保険	故人が国保加入者のときは、保険証の返却と葬祭費として喪主の方に2万円をお支払いします。社会保険・共済組合等の加入者は事業所へ届出をしてください。	・ 国保の保険証 ・ 喪主の通帳と印鑑
☐	後期高齢者医療保険	故人が後期高齢者医療の加入者のときは、保険証の返却と葬祭費として喪主の方に2万円をお支払いします。	・ 後期の保険証 ・ 喪主の通帳 ・ 相続人の通帳 ・ 相続人と故人の続柄がわかる戸籍（湯前町でわからないとき）
☐	年金	故人が国民年金に加入しているときは一時金や遺族年金が支給され、受給しているときは未支給年金や遺族年金が支給されます。遺族年金を請求するときは、年金事務所での手続方法をご案内します。	・ 請求者のマイナンバー ・ 請求者の通帳 ・ 受給者と請求者の続柄がわかる戸籍 ・ 別世帯のときは生計同一証明書
☐	代表相続人指定届	湯前町に納めていただいている故人名義の町税や保険料について、追納や還付手続をする代表者の届出をしてください。口座振替についても変更があるときは金融機関で手続きが必要です。	・ 申請書に相続人の住所及び電話番号を記入していただきます。
☐	軽自動車	故人名義の軽自動車があるときは、所有者変更や廃車の届出が必要です。湯前町で手続きできるのは原付・小型特殊のみです。他の車種については、手続方法をご案内します。	

● 農業委員会

☎ 0966-43-4111

☑	手 続 きの 内 容		必 要 な も の
☐	農地	相続により取得し、自分では手入れができない場合など相談してください。相続等により農地を取得される際は届出をお願いします。	

● 農林振興課

☎ 0966-43-4111

<input checked="" type="checkbox"/>	手続きの内容		必要なもの
<input type="checkbox"/>	森林	相続により取得し、自分では手入れができない場合など相談してください。	

● 保健福祉課

☎ 0966-43-4112

<input checked="" type="checkbox"/>	手続きの内容		必要なもの
<input type="checkbox"/>	介護保険	湯前町から発行された被保険者証をお持ちのときは届出が必要です。施設入所など湯前町以外から発行された被保険者証をお持ちの方は該当の市町村へおたずねください。	・ 介護保険被保険者証 ・ 窓口に来られる人の通帳と印鑑
<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳	お持ちのときは返却の手続きが必要です。	・ 身体障害者手帳
<input type="checkbox"/>	療育手帳	お持ちのときは返却の手続きが必要です。	・ 療育手帳
<input type="checkbox"/>	精神保健福祉手帳	お持ちのときは返却の手続きが必要です。	・ 精神保健福祉手帳
<input type="checkbox"/>	児童手当	故人に18歳未満のお子様がいるときは児童手当等の手続きが必要です。認定状況で手続きが異なりますので保健福祉課までお問い合わせください。	
<input type="checkbox"/>	飼い犬	飼い主に異動があったときは届出が必要です。	・ マイクロチップの証明書 (お持ちの人のみ)

● 建設水道課

☎ 0966-43-4111

<input checked="" type="checkbox"/>	手続きの内容		必要なもの
<input type="checkbox"/>	上水道	故人が名義人のときは、新しい名義人への変更届出が必要です。利用しないときは廃止の届出も必要です。	
<input type="checkbox"/>	下水道	故人が名義人のときは、新しい名義人への変更届出と人数変更の届出が必要です。	
<input type="checkbox"/>	町営住宅	町営住宅にお住まいの方は手続きが必要です。	

● 総務課

☎ 0966-43-4111

<input checked="" type="checkbox"/>	手続きの内容		必要なもの
<input type="checkbox"/>	インターネット及び防災ラジオ	インターネットについて、故人が名義人のときは新しい名義人への変更届出が必要です。利用しないときは廃止の届出も必要です。	

● その他

<input checked="" type="checkbox"/>	手続きの内容		連絡先
<input type="checkbox"/>	不動産名義変更	不動産の名義が変更になる場合は、相続登記が必要です。預貯金の払い戻しなどの相続手続きは、法務局の「法定相続情報証明制度」をご利用ください。	熊本地方法務局人吉支局へおたずねください。 ☎ 0966-22-3393